

子どもの貧困がもたらす社会的影響と教育格差・経済格差

中島 史陽

はじめに

相対的貧困率という、OECDなどの国際機関で用いられている、多くの先進国が公的な貧困基準として採用している貧困指標がある。2009年、日本政府が初めて大々的に相対的貧困率を公表し、さらに1985年から2009年までも過去に遡る貧困率の推移も発表された。18歳未満の子どもの貧困率を見てみると、1985年の10.9%から2009年の15.7%へと上昇しているのである。これは日本の6~7人に1人の子どもが貧困状態にあると推測される¹。

国際的にみても、日本の子どもの貧困率は決して低くない。ユニセフの推計によると、2000年代半ばにおいて、日本の18歳未満の子どもの貧困率は、先進国35か国の中で上から9番目に高かった。とくに、日本のひとり親世帯に育つ子どもの貧困率は54.6%と突出しており、OECD諸国の中で最悪である²。

子どもの貧困について世間で騒がれ始めたのは、まだ2009年ごろのことである。では、なぜ子どもの貧困が問題となっているのか、また貧困の現状とこれからどのように取り組み、解決していくべきかを検討し、明らかにしていく。

第1節 子どもの貧困とは何か

1.1 子どもの貧困がもたらすもの

日本の約6人に1人の子どもたちが貧困状態にあるとされている。しかし、これらの子どもたち全員が飢え死にしているわけでもなく、路上で寝起きしているわけでもない。したがって、相対的貧困率は、「他の子どもたちに比べて」相対として経済的に恵まれていない子どもの数を表しているだけであって、社会的問題ではないという声もある。しかし、日本の子どもの貧困状態は学力面や健康面で大きな影響を及ぼしている。

経済的困難を抱えている生活保護受給世帯に育つ子どもたちや、児童養護施設に育つ子どもたちは、極端な学力不足な状態にあると報告されている。極端な学力不足とは、中学、高校の段階の子どもたちにおいて、小学校低学年で修得しているはずの九九や簡単な計算ができないという状態のことである。義務教育で身に付けるはずの基礎的な学力が修得できていない子どもが増えている。

¹ 阿部 (2014) p. 6.

² 阿部 (2014) pp. 10-11.

さらに、子どもの健康状態についても、貧困層の子どもとそうでない子どもには、大きな差がある。2008年の秋、全国に15歳以下の無保険（健康保険証を持たない）の子どもが約3万人存在することが明らかになった。これは自己負担が高くなることで、子どもの受診を抑制してしまうことにつながる。多くの自治体は子どもの医療費の自己負担分を助成しているが、その運用は都道府県が決めて、各市町村が助成を上乘せしているため、バラバラである。財政に余裕のある自治体や子育て世代を引き込みたい自治体は制度が充実している。しかし、すべての自治体がそうではないため、いったん窓口で親が立て替えなければならなくなることや、対象となる子どもの年齢に制限がかかるなどして、金銭的理由で医療サービスを受けられない子どもが日本には存在する。

さらに貧困が子どもたちから自己肯定感や将来の希望を奪うことが懸念されている。国際NGOの日本組織であるセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが児童福祉の関係者などを対象に行った調査では、子どもの貧困が「自尊心が低い」「精神的不安」「希望が持てない」といった心理面への影響を引き起こしているということが多数報告されている³。

そして相対的貧困が子どもに及ぼす一番の悪影響は、親や家庭内のストレスがもたらす身体的・心理的影響であると、海外の研究でいわれている。家庭の中にストレスが満ちあふれ、心のゆとりのない生活が続くことは、最悪の場合は児童虐待などにもつながってしまう可能性がある。

1.2 貧困状態にある子どもの暮らし

子どもの貧困大国といわれている日本は、他国に比べて貧困率が高いだけでなく、中間層と貧困層の格差も大きい。さらに貧困層の所得は2015年までで10年間ほど減少傾向にある。そして貧困の連鎖という「生まれた家庭の経済格差が教育格差をもたらし、将来の所得格差につながる」ということがいわれている。具体例でいうと、関西国際大学の道中教授による調査から、ある自治体では生活保護受給世帯主の25%が、生家でも生活保護受給歴があり、母子世帯ではこの生活保護受給歴がある割合が40%になるという調査結果が出たという。生まれた家庭によって、自分の所得が決まってしまうのは良くないと思われる⁴。

そして子どもの暮らしを大きく分けるのは親の存在である。大半の子どもは実の親に育てられるが、育児放棄や虐待により離れて暮らさざるを得ない子どもも存在する。実の親と暮らす子どもについては、ほとんどの親が経済的に困難な状態にある。生活保護制度を受ける世帯が多く、受給している母子世帯は約11万世帯（2014年）である。児童扶養手当については、子どもが18歳になるまで受給ができ、生活保護と並行して受給できる。1人目の支給額は最大月額4万2330円である。第二子以降の加算額は定額5000円から最大1万円、第三子以降は定額3000円から6000円加算されるように2016年8月から変更された。児童扶養手当の予算は2016年度で1746億円にのぼる。

³ 阿部（2014）pp. 15-18.

⁴ 日本財団 子どもの貧困対策チーム（2016）pp. 26-30.

就学援助については、学校教育法第十九条に定められている規定により、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならぬ、とされている。学用品費、給食費、修学旅行費に対して補助が行われており、2013年度の就学援助率は約15%となって増加傾向にある。

実の親と暮らせる子どもとは反対に、実の親と暮らせていない子どもも多く存在する。ケースとしては、家庭的な環境で暮らす家庭養護ケース（里親、特別養子縁組など）と施設で暮らすケースがあり、厚生労働省は里親委託の推進や施設の小規模化を進めている。なぜなら施設に集団として暮らす場合、養育者1人あたりの子どもの数が増えてしまい、子どもとの関係が薄くなってしまうからである。「あたりまえ」の環境で暮らせるようにしようというのが、政府が家庭的養護を推進する背景である。

家庭的養護のケースについては、里親制度や「ファミリーホーム（小規模住居型児童養護事業）」、特別養子縁組制度がある。里親制度は、親と暮らすことのできない子どもを預かり、育てることを希望する方に子どもの養育を委託する制度である。里親には、子どもの養育費が行政から支給されるようになっている。預かる期間はバラバラであるが、成人まで預かるケースもあり、2013年で子どもの数は4534人となっている。「ファミリーホーム（小規模住居型児童養護事業）」は自宅以外の場所で里親制度を利用した養育を行うものである。2013年では829人の子どもが養育されている。特別養子縁組制度は、実親との親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定的な養親子関係を家庭裁判所により成立させるものである。6歳未満の子どもに対して適用可能であり、児童相談所を通して里親制度の一環として行われるケースと、民間団体に委託して行われるケースがある。司法統計によると、2014年の特別養子縁組成立件数は513件であったという。

次に家庭での養護ではなく、施設で暮らすケースをみてる。年齢に応じて暮らす施設が分かれており、生後まもなく親と暮らせなくなった場合に入所する「乳児院」がある。主な入所理由は親の病気や死亡、経済的理由、育児放棄、虐待などがあり、厚生労働省によると、2013年の入所者数は3147人となっている。2歳ぐらゐまで過ごした後、親と暮らすことができない乳児は、里親に引き取られるか、児童養護施設に入所することになる。

約2歳から18歳までの子どもたちが暮らす施設は児童養護施設である。施設ごとに運営方針は異なっているが、各施設は限られた予算を工面しながら子どもたちの生活を充実させている。2013年の入所者数は2万9979人となっており、里親委託されている子どもの数と比べると約7倍の数字である。施設退所後は、就職や就学など自立に向けて進んでいくが、修学については奨学金などの経済的援助を受けられない限り、難しい状況となっている⁵。

⁵ 日本財団 子どもの貧困対策チーム（2016）pp. 34-38.

1.3 生活保護世帯、児童養護世帯、ひとり親世帯の子どもの現状

生活保護費を受給する条件はいくつかあるが、収入が最低生活費を下回っていることが一つの条件となる。2014年時点の日本の0～19歳人口は総務省の人口推計によると2224万人だが、被保護者調査によると生活保護世帯に属する同年齢の子どもは28万6000人で全体の1.3%となっている。2000年時点の割合は0.7%で比べると倍近く増加していることがわかる。児童養護施設にいる子どもの数は2012年時点で約3万人である。2002年時点でも約3万人であり、少子化にもかかわらず、数は減少していない。

ひとり親世帯について、そのすべてが貧困状態にあるわけではない。しかし、厚生労働省の2015年「ひとり親家庭等の現状について」によると、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率は12.4%に対して、ひとり親世帯は54.6%となっている。所得水準でみると、女性の平均所得が269万円に対して母子世帯の場合は181万円となっている。全世帯の生活保護受給率は3.2%だが、母子世帯は14.4%、父子世帯が8.0%と非常に高いことがわかる。特に母子世帯は厳しい状況に置かれ、さらにひとり親世帯の数は上昇しており、より子どもの貧困を深刻化させていることがわかる⁶。

1.4 ひとり親世帯の貧困について

2012年のひとり親世帯の貧困率は約54%である。特に母子世帯は経済的に厳しい生活を強いられている場合が多い。生活保護世帯の世帯類型別内訳をみると、高齢者世帯4割、傷病者世帯2割、障がい者世帯1割について、母子世帯は8%弱と主たる被保護世帯にあげられている。一般に人間の自立には、身の回りのことを一人でこなす「身辺自立」と、自分で生計を立てる「経済自立」があげられ、身辺自立が困難な人は経済自立が難しいと理解されやすい。しかし、母子世帯は、他の主たる生活保護受給世帯と比べると、身辺自立が困難であると思われるため、経済自立が困難なことは、自己責任であるとみなされてしまうことが多い。実際、2000年に行われた社会福祉基礎構造改革の流れで、就労支援と経済的自立を促す方向で進展してきている。

シングルマザーになった理由の8割は夫との離別である。それゆえ経済的に苦しくなったのは「自己責任」と思われてしまうことが多い。しかし司法統計局データによると、離婚を決意した理由は、男性側は「性格が合わないから」が6割と多いが、女性側は4割となる。女性側の理由として「暴力をふるう」「精神的に虐待する」「生活費を渡さない」などが男性に比べるととても多い。多くのシングルマザーがわがままで離婚したとは言い難いと思われる⁷。

ある母子世帯の当事者のインタビューでは、「どういう支援が欲しいか」という質問に対して「経済的な支援はあったらいくらでも欲しい。しかし、ファミリーサポートセンターなどもそうだが、営業時間があり、前もって予約をしておかなければならない。育児や仕事をしていると前

⁶ 日本財団 子どもの貧困対策チーム（2016）pp. 50-52.

⁷ 水無田（2014）pp. 3-5

もって計画的に行うことが難しく、リアルタイムな支援が欲しい」という意見があった。このように行政の経済的支援は手順を踏んで時間がかかることが多いため、うまく活用しづらいことがわかる⁸。

2011年度の母子世帯数は約123万8000世帯、父子世帯数は約22万1180世帯と推計されている。子どものいる世帯数は約1180万世帯であり、そのうちの12%はひとり親世帯ということになる。8世帯に1世帯がひとり親世帯となると、少なくない数字である。

母子世帯については1983年には約71万8000世帯であり年々増減を繰り返しながら、約52万世帯増加していることになる。しかし、この期間の家族世帯タイプの推移をみると、少子化や晩婚化によって全世帯に占める「子どものいる世帯」の割合は4割から3割まで減少しており、両親のいる世帯が減っているにもかかわらず、母子家庭はそれに反比例して増加しているということがわかる。

母子世帯の生活水準について、「国民生活基礎調査」(2013)によると、2012年の子どものいる一般世帯の平均年収は総所得で673万円、稼働所得は603万円である。一方で、母子世帯は総所得が243万円、稼働所得は179万円しかない。そして全世帯タイプの平均所得金額(約537万円)以下の割合をみると、全世帯で60.8%、児童のいる世帯では41.5%なのに対して、母子世帯は95.9%となっている。経済的に自立が難しいということがわかる⁹。

日本の母子世帯の就業率は2010年のOECDのデータによると80.6%であり、アメリカは約74%、イギリスは56%と、日本は世界的にみても就業率は高いことがわかる。ここで就労していないひとり親世帯の貧困率はアメリカで90.7%、ドイツが54%と高く、日本は50.4%でOECD平均の58%を下回っている。就労しているひとり親世帯の貧困率はアメリカが31.1%、ドイツが23.8%とOECD平均も20.9%と大幅に下がっている。就労すれば所得も増え、貧困から抜け出すというのは自然な流れである。しかし日本の就労しているひとり親世帯の貧困率は50.9%と逆に上昇してしまっている。先進国の中でも突出して数値が高く、日本では働いても貧困から抜け出せないという状況になっていることがわかる¹⁰。

なぜ働いているにもかかわらず、所得が低くなってしまふのか。その大きな理由として雇用形態が関係してくる。母子世帯の8割以上が就業しているが子育てをしながら正社員として働くのは難しく、子どもを預ける施設が少ない等で時間に融通がきく非正規雇用を選ばざるを得ない状況がある。母子世帯になった後に就労しようとしたときに、年齢や性別により正社員として働きにくくなっているということが考えられる。2011年では約半数が非正社員として働いている。正社員として働いているのが2011年で39.4%であり、たとえ正社員として働いていても、男性と同等の賃金を得ている人は少ないといわれている。

⁸ 水無田 (2014) p. 23

⁹ 水無田 (2014) p. 32

¹⁰ 東京新聞「母子世帯 (No.517) 働いても貧困 世界に例なく」2014年10月15日

第2節 子どもの貧困がもたらす社会的損失

2.1 成長へ与える影響の経路

「貧困が子どもの成長に影響を与える経路」は多岐にわたる。たとえば低所得家庭は子どもの学力面に大きな影響を及ぼすが、ではそういった家庭へ教育費を無償にしていれば、貧困による不利をなくすことができると考えられるかもしれない。しかし、その子どもが経済面だけでなく家庭環境によって学力への影響がある場合はどうだろうか。教育費無償でも進学するための学力がつかないかもしれない。

このように、貧困がどのように子どもの成長に影響を及ぼしているのかを見極める必要がある。そして経路は一つではなく、いくつかの要因が重なり、貧困世帯のさまざまな側面を反映させている。子どもの成長に影響を与える主な経路をみていくと、一つ目に経済的なものがあげられる。お金がないため、高校や大学に行かせることができず、さらに塾や習い事にも通わせることができない。このような教育費の支出もあれば、評判のよい公立学校がある地域に住むことや、海外旅行に行かせるなど、一見「子育て費」に含まれないようなことも投資という面で成長に影響を与える。これらをまとめて「投資論」といわれる。

もう一つは「良い親論」といわれるものである。これは大きく2つあり、「親は子どものモデルとなるため、親自身の出世や学歴達成に対する価値観が子どもに引き継がれる」という「モデル論」と、「経済的に困難な状態が続くことにより親にストレスが溜まり、家庭内が子どもの成長できる健全な環境ではなくなる」という「ストレス論」がある。「モデル論」は医者の子は医者に、政治家の子は政治家になるために努力する。しかし、親が劣悪な職業についていることや、所得が低いことによって、学業や勤労に対して悲観的な考えをもつようになり、その考えが子どもにも継承されることになる。「ストレス論」に関しては、親の夫婦ゲンカや親戚間の緊張を招くこともあり、最悪の場合は子どもへの虐待につながる可能性がある。

さらには、「育ち」によって子どもの成長が決められるのではなく、生物学的に引き継がれる能力によって決定されるという「遺伝説」というものを唱える研究者も存在する。社会学の分野では親から継承される「文化資本」に着目する説も多い。ここでいう「文化資本」とは学力だけではなく、身についた姿勢、知的な話し方なども含まれる。そのほかには、「地域」による経路も存在する。たとえば、学校の質や近隣住民など居住地域の環境がそれにあたる。

このように子どもに影響を与える経路が多く存在するが、これらは「貧困の継承は、親から受け継がれる資質によるものである」という考えを訴えているのではない。貧困の人々が将来への悲観的な考えや諦めをもっているのだとすれば、それは「彼らをそのような考えに向かわせた社会の仕組みの問題である」という認識を強調したい¹¹。

¹¹ 阿部 (2008) pp. 30-35.

2.2 貧困がもたらす教育格差と経済格差

貧困家庭は全体的に進学率が低く、中学校・高校卒業後就職や中退率が高い。教育格差により生み出される経済格差は大きく三つある。

一つ目は就業率の格差である。最終学歴が中学卒か高校卒なのかによって就業率の差が大きく異なる。男性の場合、中学卒だと40歳時点の就業率は76.6%であり、高校卒だと89.9%まで上昇する。このように就業率に10%以上の差が出てくる。

二つ目は雇用形態の格差である。学歴によって正規雇用か非正規雇用になるかの差が生じてくる。たとえば働いている40歳時点での中学卒の正規雇用なのは60.5%であり、大学・大学院卒だと85.6%となっている。女性についても、中学卒だと正規雇用は24.4%だが、大学・大学院卒だと56.3%まで上昇する。中学卒か大学・大学院卒かで正規雇用になる割合が25%以上も差が出てくるのである。

三つ目の経済格差は所得水準の格差である。まず雇用形態別の賃金格差だと、例えば同じ大学・大学院卒の男性であっても、正社員だと年収は676万円で、非正社員だと387万円に留まる。学歴が同じであっても雇用形態の違いで289万円もの差が生じている。次に学歴間の賃金格差では、40歳時点の正社員男性の場合、中学卒だと年収439万円だが、大学・大学院卒だと676万円であり、女性の場合も中学卒で316万円、大学・大学院卒だと544万円であり、いずれも200万円以上の差が生じている。

こうした三つの格差が相まって、教育格差が経済格差につながっている。貧困世帯の子どもは高校進学率が低く高校中退率が高いため、最終学歴が中学卒、もしくは高校中退となってしまうケースが多い。非貧困世帯出身の男性の場合、最終学歴が中学卒となる割合はわずか4.6%だが、生活保護世帯は23.8%が中学卒であり、非貧困世帯の5倍以上ある¹²。

2.3 子どもの貧困による社会への影響

では、それを子どもの貧困が与える経済的・社会的影響を具体的な金額という形で可視化してみる。子どもの貧困が深刻化したとしても直接的な影響はないかもしれない。しかし貧困な子どもの教育機会が失われると、大人になってから生み出す所得が減り、経済が縮小してしまうかもしれない。所得や経済規模が縮小してしまうと、社会としては税収や年金の社会保険料の収入が減ってしまうことになる。さらに、職を失った人が仮に増えてしまうと生活保護や失業給付、職業訓練といったかたちで支出が増えることになる。つまり、子どもの貧困を放置してしまうと、社会の支え手が減ると同時に、社会に支えられる人が増えてしまうため、めぐりめぐってそのコストを社会全体で負担しなければならない。その結果、ほかの人がより多くの税金を負担しなければならないか、社会保障や教育、インフラといった公的サービスの切り下げをしなければならない

¹² 日本財団 子どもの貧困対策チーム (2016) pp. 53-59.

ないだろう¹³。

では、具体的に子どもの貧困の社会的損失推計の基本的な考え方をみしてみる。考え方としては、子どもの貧困を放置したケースと子どもの貧困対策を行ったケースをそれぞれ次のように計算する。ちなみに放置したケースというのは、貧困世帯の子どもの進学率・中退率がそのまま放置されると仮定する。貧困対策を行ったケースは貧困世帯と非貧困世帯の子どもの高校進学率・中退率が同じようになり、かつ大学進学率が22%上昇すると仮定する。22%というのは海外の研究事例を参考に設定されたものである。貧困世帯の子どもの進学率・中退率を現状のまま放置したケースを「現状放置シナリオ」、進学率・中退率を改善するケースを「改善シナリオ」と呼ぶ。

まず貧困状態にある15歳の子どもが、一生涯(便宜上、19歳から64歳まで)に得る毎年の所得金額を計算する。これらは政府から見ると収入である。次に、彼らが受け取る医療給付や生活保護費といった社会保障給付額を計算する。これは政府から見れば支出である。最後に以上の計算で得られた金額を社会全体で合計する。具体的には、正社員数、非正規社員数、無業者数といった就業形態別の人数に1人当たりの平均的な所得額、税・社会保険料負担額、社会保障給付額を掛け算することにより、社会全体での金額を計算することができる。これを貧困を放置したケースと貧困対策を行ったケースの両方で金額を算出し、その差を「社会的損失」と定義している¹⁴。

日本財団の子どもの貧困対策チームが行った具体的に数値に落とし込んだものを見てみる。約120万人いる15歳のうち貧困状態にある約18万人の子どもが一生涯に得る所得額、負担する所得税額および社会保険料額、受給する社会保障給付額を計算し、その差を社会的損失と定義する。

貧困によって失われる一生涯の所得や財政収入を貧困状態にある15歳全体で計算してみる。子どもの貧困が改善された場合、貧困状態にある子ども約18万人の生涯合計所得は約25兆5000億円になるが、貧困が放置された場合は約22兆6000億円まで減少し、差が2兆9000億円となる。放置によって、15歳全体の所得の割以上が失われることとなる。そして貧困はすべての学年に及んでおり、子どもたち全員が対象となるため、0歳から15歳を対象として推計すると、所得の減少額は42兆9000億円になる。2016年度の日本の国家予算(一般会計)は約97兆円であるので、国家予算の約半分の社会的な損失が将来的に発生することになるのである。

改善シナリオでは貧困世帯の子どもについて、高校などの進学率が非貧困世帯並みに上昇すること、高校中退率が非貧困世帯並みに低下すること、大学進学率が22%上昇すること、これら3つを想定に置いている。これらのうち大学等進学率が低いことで合計所得損失42兆9000億円のうち、半分の約20兆円の損失が出ている。次に続くのが、高校中退率の高さによる損失は約10兆円であり、大学等進学率を上昇させれば就業環境や所得の改善が見込め、社会的損失を抑制することができるので、重要な要素だと思われる。

高校進学率と高校中退率による所得損失をみると、進学率の低さによる損失額7兆3000億円より、高校中退の高さによる損失額10兆7000億円のほうが大きくなっている。これより、高校中退を防ぐことの重要性がわかる。生活保護世帯の高校中退率は15%であり、高校へ進学

¹³ 日本財団 子どもの貧困対策チーム (2016) pp. 42-43.

¹⁴ 日本財団 子どもの貧困対策チーム (2016) pp. 45-47.

することのみを支援するのではなく、高校を卒業するまでの支援をする必要があるとわかる¹⁵。

2.4 子どもの貧困と認可外保育所

保育所は「労働や疾病などの理由で保育に欠ける状態にある小学校就学前の子どもを一時的に預かる場所」である。市町村が設置する公立の保育所と、認可により設置される民間保育所がある。保育所を利用する世帯の多くは、共働きであるにもかかわらず幼稚園を利用する世帯の年間所得に比べて約 50 万円も低い。さらに幼稚園世帯の父と認可保育所世帯の父の間には平均して 200 万円の年収の格差がある。ただこれは平均値であり、実際は認可保育所世帯の中で高所得者と低所得者が二極化している。

2000 年に、三位一体改革により公立保育所の費用を地方自治体が賄うこととなり、その費用削減のために保育所の民営化が進められた。これはサービスを多様化できる反面、保育所の質が懸念されることとなった。

さらに待機児童の問題により、保育施設の拡充を求められるが、拡充するほどに子どもをみる人の数も必要となり、数が必要であるがために制度や規定がきちんと整っていない保育施設が存在することも事実である。認可保育所と認可外保育所を比べた時、死亡事故が起きているのは認可外保育施設のほうがとても多いとされている。厚生労働省の報告書では、2004 年から 2014 年までの 11 年間に、わかっているだけで 163 人の子どもがなくなっていることが報告されている。そのうち認可外保育施設でなくなっているのは 113 人、認可保育所は 50 人とされており、実に 2 倍以上多い。さらに認可保育所の利用者数は、認可外保育施設の約 10 倍であるにもかかわらず、認可外保育施設のほうが死亡事故が多い。これは確認されている数値であり、未確認の事故や虐待なども含めるとさらに多いと考えられる。

そして制度の問題として、認可保育所での死亡事故による対応としては、第三者委員会が設置され、事故の原因究明が行われたり、スポーツ振興センターやそのほかの賠償が行われたりする。しかし、認可外保育施設については、公的な機関による原因究明や賠償が行われず、亡くなった施設の種類によって対応がなされているという。

このような事故や問題があったとしても、夜間に働いている人や認可保育所の開園時間内で保育できないなど、さまざまな理由から認可外保育施設には一定の需要がある。具体的な事件の例として、保育士に似せた「民間資格」を認定する NPO 法人の研修を受け、その資格を取ったことを看板に掲げて、営業していた無届けの認可外保育施設による死亡事故がある。民間資格を付与され、子どもを預かる仕事ができるというのは、保育士不足や待機児童の問題など、保育の現状を悪用した一種の貧困ビジネスのようなものである¹⁶。

2014 年に施行された「子どもの貧困対策を推進する法律」の第一条には「子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないように貧困の状況にある子どもが健やかに育成さ

¹⁵ 日本財団 子どもの貧困対策チーム (2016) pp. 73-78.

¹⁶ 猪熊 (2016) pp. 144-151.

れる環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。」とある。しかし、これまで書いたように、保育所によって保育の質は異なり、家庭環境によって預けられる保育所が異なるという状況は、「生まれ育った環境に左右されること」がないとはいえない。さらに「教育の機会均等」ということもいえないと思われる。

では、どのように保育の質を高め、その機会を均等に受けられるようにできるのか。「保育の質」には3つの質があるといわれている。子どもに対する言葉かけや接し方などの保育実践そのものである「プロセスの質」、長時間労働で給与も低い施設は「労働環境の質」が低いとされる。そして保育所最低基準よりもはるかに大勢の子どもを少ない保育者で保育するという人員配置に問題がある施設や、そもそも資格者がいない施設は「構造（条件）の質」が低いことになる。これらの観点から一つひとつの質を向上させることで、子どもや親への環境を整えることができると考えられる。特に、「労働環境の質」と「構造の質」をあげることで「プロセスの質」、子どもとの接し方が良い方向に変えられると考えられるので、まずは前者二つに取り組む必要があると思われる¹⁷。

第3節 貧困から抜け出すために

3.1 貧困問題に取り組むにあたって

どのような子どもも同じような家庭で育ち、同じ教育を受け、同じように成長していくような「機会の平等」は存在しないだろう。しかし、子どもの基本的な成長にかかわる医療、衣食住、少なくとも義務教育、高校教育のアクセスをすべての子どもが享受すべきである。格差があっても、与えられるべき最低限の生活が必要である。

そういった条件のもと、人は生まれもった性質や素質があり、勉強や運動などで差ができてしまうことは、いたしかたがない。しかし、たとえ完全な平等を達成することが不可能だとしても、それを「いたしかたがない」という言葉で済ませてしまっているのだろうか。完全でなくても、少しでも良い方向に向かうように努力するのが、社会の姿勢として必要ではないだろうか。「機会の平等」が達成されていないことは、社会としての損失である。子どもが将来に向けて希望をもてないという状況は、社会全体としての活力が減少する。努力をするために政府はどこまで財源を投入すべきか考える必要がある¹⁸。

¹⁷ 猪熊（2016）pp. 162-163.

¹⁸ 阿部（2008）pp. 36-38.

3.2 国民からの視点と偏見

子どもの貧困についてさまざまな現状が存在するが、それに対してどのように対応していけばいいのか。そこで問題となってくるのは「どのような人を対象にすればいいか」というものが出てくる。どうやって貧困の子どもを選別するのか、対象とする子どもは何歳までか、など決めるのが難しい。さらにはすべての子どもを対象とする「普遍的制度」、対象をしぼっている「選別的制度」も存在する。

2010年に普遍的な子ども手当の導入が検討されたときは、大きな批判が起こり、導入からたったの二年で廃止となり、所得制限がある児童手当が復活した。日本の国民の多くは普遍的な現金給付を「ばらまき」と感じており、高所得者への給付を快く思っていない。しかし、日本において貧困層への給付も厳しい目にさらされることが多い。生活保護制度や、児童扶養手当といった貧困層のみを対象とする現金給付が非難的になり、縮小されてきたことがその論拠である。一方で現物給付に対しては、普遍的な給付もいとわないようである。高齢者への医療サービスの自己負担率の軽減や、教育、保育などについては、子ども手当に向けられた批判はほとんどみられない¹⁹。財源が限られている中で、国民から非難を浴びずに、どれだけ効果的な対策を行うことができるか、考える必要がある。

3.3 家族政策とその外の政策

では具体的に政府はどういった対策をしてきたのか、みてみると大きく二つに分けられる。一つは児童手当や保育所など家庭の経済状況改善のために行われる「家族政策」であり、もう一つは雇用政策、社会保障、教育政策といった「家族政策」の外の政策である。日本の家族政策の多くは、子どもの貧困削減を目的としておらず、少子化対策を重きにおいている。なぜなら日本は欧米諸国に比べて低い失業率を保っており、また「国民総中流」という多くの人が食べ物に困らず不自由なく生活できているという考えが浸透していたため、子どもの貧困という視点が政策課題として上がらなかったからである。日本の子どもの貧困に対処しているのは家族政策より、生活保護制度、雇用政策、医療費扶助などである。児童手当はどうかというと、ほぼ対処できていない。

1972年に発足した児童手当は何回もの改革を経ているが、発足時は月3000円と当時の養育費の約半分がカバーされていた。その後、子どもの養育費は増加していき、2007年に手当は1万円に引き上げられたが、3歳以降は第2子までが月5000円である。第3子以降は、3歳以降でも1万円となるが、日本は平均子ども数が1.7人でありほとんどの世帯が月5000円ということになる。義務教育期間の費用が年間200万円と推定されているので月5000円の給付ではごく一部しかカバーされない。児童手当の給付対象は1994年から第1子以降、つまり所得制限以下のすべ

¹⁹ 阿部 (2014) pp. 114-116.

ての子どもが対象になった。2000年代に入るまで、対象年齢が18歳未満から3歳未満に引き上げられたため、児童手当の受給者数も予算規模も増加しないまま「薄く、広い」手当となっていた。

2000年代になると少子化が国の課題となり、児童手当の重要性が高まり、12歳未満の子どもをもつ家庭の約90%は児童手当を受けることとなった。そして受給者数は1999年の221万人から、2006年には960万人に増加し予算規模も拡充された。しかし1人当たりの給付額は月5000円ということは変わっていない。国外をしてみると、フランスは月1.8万円(第2子の場合)、イギリスは1.7万円(第1子)であり日本はとても少ないことがわかる。これらの先進国は児童手当のほかに、子どものいる貧困世帯を対象に税額控除制度があり、多くの支給を受けている。日本のほとんどの場合は年6万円であり、手当や税制が子どもの貧困率に影響を与えるのはわずかである。少子化対策を目的としていたが、これも効果があるのだろうか。年間6万円もらえることがもう1人子どもを産むインセンティブになるのか、疑わしいところである²⁰。

児童扶養手当は、父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の「生活の安定と自立の促進」を目的として支給される手当である。ひとり親家庭の子どもの貧困率は、2人親世帯の子どもの比べてとても高い。さらに約8割以上の母親が働きながら子育てをしている。その児童扶養手当が縮小傾向にあり、満額の手当が受け取れる収入制限は、年収205万円から130万円に減額されてしまう。減額することで強調されるのが「就労支援策」であり、母子世帯は仕事と子育ての両立支援よりも、仕事のほうが強調される施策になってしまっている²¹。具体的には「マザーズワーク」という子育てをする女性に対して就労支援をするサービスや、「母子家庭等就業・自立支援センター事業」という就業相談や就業支援講習会、養育費相談などのサービスを提供する場も設けられている²²。

3.4 貧困から抜け出すために

貧困から抜け出すうえで、社会的相続という概念が存在する。これは自立する力の伝達行為といわれており、親だけでなく、親族や近所の大人、先生などから将来必要な自立するための力を適正に、またはゆがんだ形で引き継ぐ。この社会的相続は家庭の経済状況などによって差が生じると考えられている。

自立するために必要な要素は大きく三つあり、一つ目はお金、二つ目は学力、三つ目は非認知能力といわれている。とくに非認知能力、具体的には意欲、自制心、やり抜く力、社会性など認知能力以外のものが重要であり、幼いころからはぐくまれる必要があるといわれている。さらに子どものころに絶対的な信頼を置くことができる大人との一対一の関係が非認知能力を育む上で重要とされている²³。

²⁰ 阿部(2008) pp. 74-84.

²¹ 阿部(2008) pp. 85-86.

²² 厚生労働省「ひとり親家庭等の現状について」2015年4月20日

²³ 日本財団「子どもの貧困対策チーム(2016) pp. 131-141.

3.5 貧困対策研究「ペリー就学前計画」

子どもの貧困対策の効果を精密に測定した研究として最も有名なのがペリーの就学前計画である。アメリカのハイスコープ教育財団による、貧困家庭の子どもに対する幼児教育の効果をランダムにかつ長期的に調査し測定しているプロジェクトである。ミシガン州における幼稚園で、1962年から5年にかけて教育プログラムを実施した。対象者は学業達成に高いリスクを抱えるアフリカ系アメリカ人の、3歳および4歳の子ども123人でありそのうち半分はプログラムを受けてもらい、効果測定を行った。プログラムは質の高いもので、月曜から金曜の週5日、毎日2.5時間、2年間受けた。

40歳時点までの追跡調査によって得られた結果として、高校を卒業した人の割合は、プログラムを受けた処置群の場合は77%、受けていない対照群は60%に留まっている。幼児期に受けたプログラムの効果は、長期的な進学率にまで影響を及ぼしているのである。経済面では、40歳時点で2万ドル以上の年間所得を得ている割合をみると、処置群では60%だが、対照群は40%に留まっている。40歳時点で就業している割合も14%高くなっている。そして20代半ばで生活保護を受給していた人の比率は対照群は23%、処置群では10%と半分以下の水準になっている。教育面や経済面以外で、子どもを持った男性の比率をみると、対照群が30%であるのに対して、処置群では57%となっており、貧困と少子化に何らかの関係があることが見いだせる。「家族と非常にうまくいっている」と答えた人も対照群が64%、処置群では75%となっている。「関係性の貧困」も良い方向に向かっていることがわかる。

なぜ数年間の幼児期の教育プログラムが、その後の人生に大きく影響を与えたのだろうか。IQスコアに関する処置群と対照群をみると、プログラムの開始後、処置群のスコアは大きく上昇し、対照群と差が広がっていた。しかし、その後8歳以降では処置群と対照群でスコアの差はほとんどなくなる。つまり幼児教育を受けても長期的にIQを高める効果はないことがわかる。

ノーベル経済学賞受賞者でシカゴ大学のジェームズ・ヘックマン教授らが精密に分析したものによると、幼児教育が与えた要素として(1)認知能力、(2)非行や暴力といった外在的問題行動、(3)学習に対する動機付け、(4)非認知能力などのその他の要因の4つに整理し、その要素が子どもの将来の所得や就業状態等に影響を与えたかを示している。ヘックマン教授によると、認知能力を通じた影響はとて小さく、非認知能力をはじめとしたその他の要因が大きな影響を与えていることを明らかにしている²⁴。

²⁴ 日本財団 子どもの貧困対策チーム (2016) pp. 158-166.

第4節 明るい子どもの未来に向けて

4.1 国・自治体による貧困対策

2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が国会で成立した。この法律により、2014年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を制定し、その大綱は10の基本的な方針、子どもの貧困に関する25の指標、改善のための重点施策を4つの領域（教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援）に分けて定めている。この大綱は包括的な政策を盛り込んだ点において画期的であるが、具体的な数値目標が明確にされていない。

そのほかの活動として、2015年4月に官公民の連携プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」がスタートした。「子供の未来応援基金」を設置し、寄付を募り、集まった寄付金の使途を企画・実施している。

自治体による貧困対策として、都道府県の貧困に対する取り組みをみってみる。都道府県別に相対的貧困率をみると、全国の平均が13.8%であるのに対して、沖縄は37.5%であり、突出して貧困率が高いとわかる。ワースト2位の大阪は21.8%であり、1位と2位の差はとても大きい。ちなみに香川県の子どもの貧困率は11.6%であり、平均より低いことがわかる²⁵。

市町村の取り組みに関しては、国民に一番近い関係が市町村であり、貧困問題解決に最も重要な立場となってくる。2016年6月に161の市町村自治体の首長が集まる「子どもの未来を応援する首長連合」が設置された。現場レベルでの情報の共有プラットフォームとして機能し、国へも積極的に提言を行っていくという。

別の例で、東京の足立区では18歳未満の人口はほぼ横ばいであるのに、18歳未満の生活保護受給者数は2000年から2014年にかけて1.4倍に増えている問題がある。就学援助率も区全体で35.8%にのぼり、小・中学校全体の平均は国の平均の約2.5倍となっており、良くない状態となっている。これに対して足立区は「未来へつなぐあだちプロジェクト」という子どもの貧困対策実施計画を策定・公表した。施策は三本柱となっており、「教育・学び」「健康・生活」「推進体制の構築」で構成されている。

足立区はほかの自治体と比べると、生活困窮状態にある子どもの早期発見の仕組みが充実している。ASMAP（あだち、スマイル、ママ&エンジェル、プロジェクト）という生活困難などに陥るリスクの高い妊婦を妊娠期から早期発見し、個別ケアプランを作成し支援する仕組みである。このように早い段階でリスクの高い家庭を特定し、支援につなげていくことは問題解決に非常に有効であると考えられる²⁶。

²⁵ 日本財団 子どもの貧困対策チーム（2016） pp. 184-189.

²⁶ 日本財団 子どもの貧困対策チーム（2016） pp. 189-196.

4.2 NPO 等非営利団体の取り組み

国や自治体だけでは個別のニーズに対しての問題解決にすべてあたるには限界がある。そのため子どもの貧困対策では、NPO 等の非営利団体が重要な担い手となっている。

NPO 法人 Learning for All は東京都葛飾区・墨田区を中心に活動している学習支援事業団体である。経済的な理由などで教育機会を十分に得られていない子どもに対して、大学生のボランティアが無料で学習支援を行っている。彼らの抱える課題意識は「貧困の連鎖」を止めることである。この団体の特長は関わるボランティアが 50 時間の研修を経て指導にあたっている点である。無料学習塾を利用しに来る多くの子は学習面のみでなく、自己肯定感や周囲との人間関係にも課題を抱えているケースがあり、教科の知識だけでなく、子どもとしっかり向き合って指導を行う必要があるとされている²⁷。

子ども食堂も大きな広がりを見せている。各場所によるが、週一回ほどで低価格または無料で子どもとその保護者に対してご飯を提供するサービスである。

例として、高松市のフリースクール「ヒューマン・ハーバー」は 2016 年 5 月から毎週水曜日に市内のコミュニティーセンターでこどもカフェを開いている。参加した子に対して、無料で栄養バランスのいい食事を提供するだけでなく、ボランティアの大学生が勉強をみることや、話し合う場も作っている。対象の子どもは貧しくてご飯が食べられない子だけではなく、親の事情でご飯を一人で食べている中学生も受け入れているという²⁸。

4.3 単体ではなく共同で対策をとる必要性

子どもの貧困問題はさまざまな問題が複雑に絡み合っている。行政の現場からも NPO の現場からも単体で取り組むことの限界について言われている。

そこで日本財団が 2016 年 5 月に始めた「子どもの貧困対策プロジェクト」について紹介する。日本財団とベネッセホールディングスによる取り組みで、問題解決に対して、各分野の第一人者が集まり、有効な解決策を実証しようというものである。本プロジェクトでは主に就学前から小学校低学年の子どもを対象に「家でも学校でもない第三の居場所」を全国に 100 カ所設置し、子どもたちの将来の自立を促していくというものである。

なぜ「家でも学校でもない第三の居場所」を設置するのかというと「関係性の貧困」が理由である。子どもの貧困は経済的な理由に加え、親や周囲との関係が希薄になり適切な支援が行われないという「関係性の貧困」がある。子どもが何らかの課題を抱えていた時に相談する相手がいないければ、子どもは孤立してしまい、より貧困の問題は深刻になってしまう。そのために子どもが安心して、頼れる人がいる第三の居場所を提供することで解決に近づくと考えたのである。

²⁷ 日本財団 子ども貧困対策チーム (2016) pp. 196-197.

²⁸ 朝日新聞「子ども食堂相次ぎオープン」2016 年 12 月 26 日.

拠点で行うこととして、社会的相続の提供がある。「自立する力の伝達行為」を補い、子どもの発達段階に応じて基本的信頼、自律性、積極性、自主性、勤勉性を育てていく。具体的なサービスとしては、生活習慣の形成や読書プログラムがある。親の生活習慣が不規則であるために子どももそれに従っている、または親が子どもの生活習慣の形成に関わっていないなどが考えられるため、重要となってくる。さらに、あるスクールソーシャルワーカーは「虐待や不登校などの問題は、生活習慣の乱れが兆候としてまず現れる」と指摘しており、問題の早期発見という観点からも有効な手段だと考えられる。

読書に関しては年収200万円未満の保護者から得た読み聞かせのデータによると、本の読み聞かせの頻度が高いほど、学習意欲が高くなる傾向にあるといわれている。低所得の家庭では家にあまり本がなく、読書できる環境が整っていないことが珍しくない。そこから読書のプログラムによって学習意欲を高めてもらい、語彙力や国語力の向上につなげると考えられている。これら以外にも様々なプログラムが考えられているが、大事なことは大人が提供したいサービスを提供するのではなく、子どもが利用したいサービスを提供することである²⁹。

4.4 貧困に対する海外の事例

2013年にユニセフが出した子どもの幸福度に関する報告書がある。これは「物質的豊かさ」「健康と安全」「教育」「日常生活上のリスク」「住居と環境」という5つの分野から子どもの幸福度について先進国31カ国で順位をつけて示されているものである。これらは具体的に子どもの相対的貧困率や乳児死亡率、予防接種率など、客観的にわかるデータから評価している。日本の総合順位は6位であり、良いようにみえるのだが、各分野における成績に格差がある。「教育」と「日常生活上のリスク」の分野では1位だが、「物質的豊かさ」では21位と下位から3分の1のグループに入ってしまったのである。より細かくみると、「物質的豊かさ」の指標は相対的貧困、貧困ギャップ（貧困ラインと、貧困ライン未満の世帯の世帯所得の中央値との隔たり）、剥奪率（特定の物が欠如している率）である。特に貧困ギャップの順位が低く31カ国のうち26位で31.1%となっている³⁰。

2007年にユニセフが報告した「子どもの幸福度」で、先進国21カ国のうちイギリスが最下位という評価を受け、イギリス政府はその状況を真つ向から受け止め、改善する政策を打ち出し、2013年度の報告書では31か国中17位であった。具体的にどんなことをしていったのか。具体的な施策をみると、児童特別補助という貧困の児童数に応じて学校に補助金を出すという制度がある。この資金で指導員を増やし、放課後学習の支援を行ったり、学校の始業前に朝食を出す「朝食クラブ」という取り組みをしたりと制度を充実させている。

このように取り組みがなされているのは、1999年のブレア元首相が「2020年までに子どもの貧困を撲滅する」と宣言したことから始まる。実際に10年間で貧困率を約3割、ひとり親家庭

²⁹ 日本財団 子どもの貧困対策チーム（2016）pp. 201-209.

³⁰ UNICEF イノチェンティ研究（2013）「先進国における子どもの幸福度」.

の貧困率は約5割も下げることに成功した。日本との違いは貧困解決に対して数値目標を明確にしている点や、目標達成のための戦略が3年ごとに策定されている点である。社会保障給付の見直しが行われたが、教育関係の予算は削減していないことから、真剣に子どもの貧困を解決しようという姿勢がみえてくる。これから子どもの幸福を真剣に考えていかなければならない日本にとって、イギリスの方向性は参考にすべきだと考える³¹。

ひとり親世帯への貧困対策として海外では、夫婦が離婚した場合、国の法律によって父親から養育費を強制的に没収する方法や、養育費を国が立て替えて、父親に請求するという制度が存在する。日本ではそのような制度がまだ十分に整っておらず、2011年のデータによると、離婚してから一度も養育費を受け取ったことがない母子家庭は全体の約6割にも及ぶ。2011年時点で、養育費を受けている又は受けたことがある母子世帯のうち、受ける額が決まっている世帯の平均月額額は4.3万円であった³²。これに対して、アメリカではまったく養育費を受け取っていない人は全体の2割である。全体の約6割のひとり親世帯は養育費を支払うための取り決めを行っており、そのうちの6割の人は決められた養育費を全額支給している。2005年のアメリカの養育費の平均金額は月5.8万円となっており、日本よりも多い。このように養育費をきちんと子どもの親権を持つ側に支払うことで貧困が少しでも解消されるようになっている³³。

オランダでは、2013年に子どもが世界一幸せな国（ユニセフ幸福度調査）として注目を浴びた。国際NGOセーブ・ザ・チルドレンによると、子どもの幸福度は母親のQOL（Quality of Life）が関係しているといわれている。オランダではワークシェアリングという労働時間を短縮して多くの人で仕事を分け合う制度が活発で、自分の生活スタイルに合わせて働くことができる。さらにはフルタイムの人もパートの人も同一労働・同一賃金である。女性の管理職比率は29%（2012年）と日本の11%と比べて高いことがわかる。これらは日本ではあまり考えられないが、このようにオランダでの非正規雇用者や女性管理職に対する取り組みを参考にしながら、日本も子どもの貧困、さらには幸福についても向上できるのではないかと考えられる³⁴。

おわりに

子どもの貧困について認知度が高いとはいえない。学校の教師や保育士など、日常的に子どもと接する人たちにおいても、「貧困」という事象を理解していない人もいるだろう³⁵。貧困の実態と背景など、子どもと直接接する人たちだけでなく、多くの人が理解をしていく必要がある。そして、海外の貧困対策を参考にしながら、日本の子どもに合った制度・政策をつくっていく必

³¹ チャンス・フォー・チルドレン「子どもの貧困対策先進国での取り組みとは？イギリス編」2016年6月7日。

³² 厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告 養育費の状況」2011年。

³³ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「養育費の徴収と母子世帯の経済的自立」2008年2月8日。

³⁴ Business Insider Japan「子どもが世界一幸せな国オランダはお母さんも幸せだった」2017年2月28日。

³⁵ 阿部（2014）p. 214。

要がある。

規模が大きく複雑である子どもの貧困問題を解決するには、資金や物資、人材や知見などあらゆるリソースが必要である。国内市場が縮小し、政府財政が圧迫されれば、自分の給料が減ったり、税金や保険料の負担が大きくなったりと、結局は自分の生活にも影響がある。

このように子どもの貧困をジブンゴトと捉え、自分ができることをやっていくことが重要となってくる。たとえば、すぐできることとしてNPO等への寄付ができる。子どもの貧困に取り組む団体をウェブサイトで見ることができ、そこから寄付をすることも可能である。さらに自分のできることとして、ボランティア活動がある。勉強を教えることができるなら学習支援のボランティア、料理を作ることができるなら子ども食堂のボランティアができる。時間もお金もないという方は、子どもの貧困に関する情報発信をすることができる。自分の周りの人に話したり、SNSで発信したりできるだろう。一人ひとりが関心を高め、問題と向き合っていけば、よりよい子どもの未来、日本の未来が待っているだろう³⁶。

参考文献

- ・阿部彩（2008）『子どもの貧困』岩波書店。
- ・阿部彩（2014）『子どもの貧困Ⅱ』岩波書店。
- ・岩重佳治（2011）『イギリスに学ぶ子どもの貧困解決』かもがわ出版。
- ・水無田気流（2014）『シングルマザーの貧困』光文社新書。
- ・日本財団 子ども貧困対策チーム（2016）『子供の貧困が日本を滅ぼす 社会的損失40兆円の衝撃』文春新書。
- ・平松知子・塚本秀一・中村強士・吉葉研司・猪熊弘子・藤原千沙（2016）『貧困と保育社会と福祉につなぎ、希望をつむぐ』かもがわ出版。
- ・厚生労働省「児童扶養手当について」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/100526-1.html>
- ・厚生労働省「ひとり親家庭等の現状について」2015年4月20日。
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000083324.pdf>
- ・厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告 養育費の状況」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/dl/h23_18.pdf
- ・朝日新聞「子ども食堂相次ぎオープン」2016年12月26日。
<http://www.asahi.com/area/kagawa/articles/MTW20161226380370002.html>

³⁶ 日本財団 子ども貧困対策チーム（2016）pp. 219-221.

- ・ 東京新聞「母子世帯 (No.517) 働いても貧困 世界に例なく」2014年10月15日.
<http://www.tokyo-np.co.jp/article/seikatuzukan/2014/CK2014101502000195.html>
- ・ チャンス・フォー・チルドレン (2016)「子どもの貧困対策先進国での取り組みとは？イギリス編」.
<https://cfc.or.jp/archives/column/2016/06/07/15849/>
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構 (2008)「養育費の徴収と母子世帯の経済的自立」.
<http://www.jil.go.jp/column/bn/colum094.html>
- ・ Business Insider Japan (2017)「子どもが世界一幸せな国オランダはお母さんも幸せだった」.
<https://www.businessinsider.jp/post-985>
- ・ UNICEF イノチェンティ研究 (2013)「先進国における子どもの幸福度」.
https://www.unicef.or.jp/library/pdf/labo_rc11ja.pdfhttps://www.unicef.or.jp/library/pdf/labo_rc11ja.pdf